

高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に関する検討状況について(中間報告)

1. 検討の視点

- 公設・民設とも高齢者・障害児者施設が老朽化してきているが、敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない施設が大半であることや、多くの施設が市有地に設置されていることを踏まえ、サービス提供を継続しながら施設を更新するための方策について検討・調整する。
- 福祉ニーズが増大するとともに多様化・複雑化してきていることから、施設機能を効率的・効果的に活用するため、施設の更新と合わせた利用定員の増員や機能の集約・再編等についても検討する。
- 民間によって質の高いサービスが安定的に供給されるよう、施設整備にかかる行政支援のあり方を再構築する。
- 民間によるサービス提供が可能となっているサービスを供給する公設施設について、今後のあり方を検討する。
- 再編整備を円滑に進めるためには、サービス提供の継続や建て替え資金の確保等、民間と協調した取組が必要となることから、国が進める社会福祉法人制度改革の動向も踏まえながら、再編整備を計画的に進められるよう、施設運営者と協議を行っていく。

2. 再編整備の基本的な考え方(案)

(1) 施設の老朽化への対応

入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上(軽量鉄骨造は概ね築20年以上)について、老朽化の進行度合いに応じながら、計画的に建て替え等を実施する。

(2) 施設機能の再編・統合等

老朽化対策等と合わせて、利用定員の拡充や他の施設機能への転換、新たな施設機能の追加に向けて、基盤整備の促進策を検討する。民間により十分にサービスが提供されるようになっている公設施設は廃止するとともに、民間主体でも必要なサービスが提供されるよう、施設整備のあり方を検討する。

(3) 市有地を貸与する施設種別の整理

民間が独自にサービス基盤を整備することが困難なサービスについては、引き続き市有地を貸与することによる基盤整備を促進していくこととし、その対象種別を整理する。
(特別養護老人ホーム、障害児者入所・通所施設(生活介護を提供する施設に限る)等)

(4) 公設施設の民設化

民間によるサービス提供が可能となっている公設施設については、質の高いサービスの安定的な提供等を図るため、老朽化対策と合わせて民設化する。
老朽化対策の対象とはならない施設(今後20年以上建て替えが不要と認められる施設)については、指定管理期間の更新時期を捉えながら、譲渡又は貸付により民設化を行う。

(5) 社会福祉法人の計画的な事業運営の確立

社会福祉法人の中長期的な事業計画を策定できる環境を整えるとともに、社会福祉法人制度改革への的確な対応を促進するため、再編整備の手法等を検討・調整する。

3. 再編整備の方向性(たたき台)

(1) 公設施設

- ①市有地を提供する施設であって、老朽化が進行している施設 ⇒建て替え民設化
【対象施設】 特別養護老人ホーム、障害者入所・通所施設(生活介護を提供する施設に限る)等
- ②市有地を提供する施設であって、老朽化が進行していない施設 ⇒譲渡又は貸付
【対象施設】 特別養護老人ホーム、障害者入所・通所施設(生活介護を提供する施設に限る)等
- ③民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設 ⇒廃止
※現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じることを条件とする。
【対象施設】 公設の老人デイサービスセンター、わーくす等

(2) 民設施設

- ①市有地を提供する施設であって、老朽化が進行している施設 ⇒建て替え支援
【対象施設】 特別養護老人ホーム、障害者入所・通所施設(生活介護を提供する施設に限る)等
- ②民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設 ⇒事業者による対応
【対象施設】 老人デイサービス事業所、障害者通所施設(就労継続支援事業等のみを実施する施設)等

(3) 指定管理者制度を引き続き適用する施設

給付費だけでは運営が困難であって、市として政策的に活用する必要がある施設

【対象施設】 地域リハビリテーションセンター、障害者情報文化センター、身体障害者福祉会館(会館機能)等
中央・地域療育センター(公設・民設の運営状況を検証した上で、あり方を協議・検討する。)

(参考) 公設・民設別の施設数

		特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	老人デイサービスセンター
公設		8	1	4
民設	市有地	20	1	0
	民有地	25	0	292
合計		53	2	296

		障害者入所施設	障害者通所施設(生活介護)	障害者通所施設(就労継続等)	グループホーム福祉ホーム	身体障害者福祉会館	障害児入所施設	療育センター
公設		3	11	5	2	4	1	3
民設	市有地	2	33	0	0	0	1	1
	民有地	0	16	40	260	0	0	0
合計		5	60	45	262	4	2	4

4. 再編整備の手法等(たたき台)

(1) 現・公設施設の民設化と合わせた建て替え

- ・現行施設利用者の引き受けを条件として、民設民営による事業者を公募する。
(移転等を伴う場合あり)
- ・現・指定管理者が公募に応じる場合は、運営実績を選定評価に反映する。
- ・新設と同様の整備費補助を行う。

(2) 現・公設施設の譲渡・貸付

- ・現行施設利用者の引き受けを条件として、事業者を公募する。
- ・現・指定管理者が公募に応じる場合は、運営実績を選定評価に反映する。
- ・譲渡の場合には、土地は無償貸付、建物は有償譲渡、備品は無償譲渡とする。
- ・貸付の場合には、土地と建物は無償貸付、備品は無償譲渡とする。

(3) 民設施設の建て替え支援

- ・現行定員分については、建て替えに係る費用から介護保険制度及び支援費制度の開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する金額を差し引いた金額を補助する。
- ・建て替え時に利用定員を増員する場合には、増員する定員分について、新設と同様の補助を行う。

(4) 整備費補助のスキーム

① 特別養護老人ホーム

新設 : 355万円/床 ※民有地加算100万円/床

建て替え: 新設時の補助相当額から、介護保険制度開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する額を差し引いた金額

② 障害者入所施設・通所施設(生活介護を提供する施設に限る。)

新設 : 整備費用の3/4 ※拠点型通所施設については、法人負担分の3/4も補助

建て替え: 建て替え費用の1/2(年間事業収入の8%程度の減価償却費の積み立てを想定して不足する金額)
+ 支援費制度開始以前に積み立てられなかった減価償却費に相当する金額

5. 今後のスケジュール

対象となる施設数が多く、また段階的に移転・再編を行っていくこととなるため、長期間にわたって計画的に対策を講じていく必要があることから、今後、施設運営法人との協議を行った上で、再編整備の基本方針や、対象施設ごとの方向性を定める基本計画を策定するとともに、10年間ごとに、当該期間に着手する施設や実施年度、移転先や再編方法を定める実施計画を策定する。

平成28年10月 高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に関する検討状況について(中間報告)

《施設運営法人と協議》
《公設施設のあり方検討》

平成29年1月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針(案)の策定
パブリックコメント実施

《引き続き、施設運営法人と協議》

(平成29年6月 社会福祉充実計画の策定・申請(社会福祉法人))

平成30年3月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画策定

平成30年4月 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画推進

高齢者・障害児者福祉施設の
再編整備に関する検討状況について
(中間報告)

平成 28 年 10 月

川崎市健康福祉局

高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に関する検討状況について
(中間報告)

目 次

1. 検討の背景	1
2. 再編整備の基本的な考え方(案)	2
3. 再編整備の方向性(たたき台)	4
4. 再編整備の手法等(たたき台)	6
5. 今後のスケジュール	9
(参考資料) 高齢者・障害児者福祉施設一覧	10

1. 検討の背景

本市では、要介護高齢者や障害者の増加、ニーズの多様化・複雑化に対応するため、高齢者・障害児者福祉施設の整備に計画的に取り組んできていますが、都市部にある本市は、施設用地として活用可能な土地に限りがあることから、施設用地を最大限に活用できるように施設整備を図ってきました。

しかしながら、敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない状況の中で、数多くの施設が老朽化してきており、施設の更新を検討しなければならない段階にきています。数多くの方が日々利用されているという実態に鑑みれば、サービス提供を中断して建て替えをすることは難しく、また、サービス提供を継続しながら現地で建て替えを行っていくことは現実的に困難である状況においては、移転と建て替えを一体的に行うなどの対応が必要となってきます。

また、高齢化のさらなる進展など社会情勢の変化を背景として、福祉ニーズが量的に増大するとともに、質的にも多様化・複雑化してきており、こうした施設の必要性はさらに大きくなってきていることから、限りある施設機能を効率的・効果的に活用するためには、移転・建て替えと合わせた利用定員の増員や施設機能の集約・再編等も行っていくことが求められます。その際には、質の高いサービスを安定的に供給する観点から、民間によって提供することが可能となっているサービスを提供する公設施設は民設化するとともに、施設整備にかかる行政支援のあり方を再構築し、民間主体でも必要なサービスが着実に提供されるよう、施設整備のあり方についても検討していくことが必要と考えられます。

さらに、こうした取組を進める上では、すでに市内の高齢者・障害児者福祉施設のほとんどが民間によって運営されていることを踏まえ、民間と協調しながら取組を進めていくことが重要となります。市内に存在する数多くの施設を再編整備していくためには相当の期間を要し、その間のサービス提供の継続や建て替え資金の確保等において、市と施設運営者が中長期的な視点で考え方を共有し、計画的に取り組んでいくことが求められます。

このような高齢者・障害児者福祉施設を取り巻く現状や、国が進める社会福祉法人制度改革の動向を踏まえながら、再編整備を計画的に進められるよう施設運営者と協議を行うため、再編整備の基本的な方針の策定に向けた検討を進めています。

2. 再編整備の基本的な考え方（案）

高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に当たっては、施設用地の効率的・効果的な活用や、民間による質の高いサービスの安定的な提供等を図るため、以下の基本的な考え方に基づいて取組を進めます。

（1）施設の老朽化への対応

入所施設は概ね築35年以上、通所施設は概ね築40年以上（軽量鉄骨造は概ね築20年以上）について、老朽化の進行度合いに応じながら、計画的に建て替え等の対策を講じていきます。

（2）施設機能の再編・統合等

施設ニーズの拡大や多様化を見据え、老朽化対策等と合わせて、利用定員の拡充や、他の施設機能への転換、新たな施設機能の追加に向けて、基盤整備の促進策を検討します。

一方で、民間により十分にサービスが提供されているようになっている公設施設は廃止するとともに、民間主体でも必要なサービスが提供されるよう、国制度の動向も見極めながら、施設整備のあり方を検討していきます。

（3）市有地を貸与する施設種別の整理

民間が独自にサービス基盤を整備することが困難なサービスについては、引き続き市有地を貸与することによる基盤整備を促進していくこととし、その対象は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害児者入所施設、障害者通所施設（生活介護を提供する施設に限る）、療育センター、身体障害者福祉会館とします。

（4）公設施設の民設化

民間によるサービス提供が可能となっている公設施設については、①質の高いサービスの安定的な提供、②利用者のニーズに応じた柔軟なサービスの提供、③計画的かつ迅速な施設設備の更新を図るため、建て替え等の老朽化対策と合わせて民設化します。

また、老朽化対策の対象とはならない施設（今後20年以上建て替えが不要と認められる施設）については、指定管理期間の更新時期を捉えながら、譲渡又は貸付により民設化を図ります。

(5) 社会福祉法人の計画的な事業運営の確立

社会福祉法人が中長期的な事業計画を策定できる環境を整えるとともに、社会福祉法人制度改革への的確な対応を促進するため、再編整備の手法等について検討・調整をしていきます。

3. 再編整備の方向性（たたき台）

2. 再編整備の基本的な考え方（案）を踏まえ、現行の施設については、以下の方針により対応することとします。

（1）公設施設

- ①市有地を提供する施設であって、老朽化が進行している施設
⇒建て替え民設化

【対象施設】

特別養護老人ホーム、障害者入所・通所施設（生活介護を提供する施設に限る）等

- ②市有地を提供する施設であって、老朽化が進行していない施設
⇒譲渡又は貸付

【対象施設】

特別養護老人ホーム、障害者入所・通所施設（生活介護を提供する施設に限る）等

- ③民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設
⇒廃止

※現行の利用者が他の事業所において継続してサービスを利用できるよう対策を講じることを条件とする。

【対象施設】

老人デイサービスセンター、わーくす等

（2）民設施設

- ①市有地を提供する施設であって、老朽化が進行している施設
⇒建て替え支援

【対象施設】

特別養護老人ホーム、障害者入所・通所施設（生活介護を提供する施設に限る）等

- ②民間で十分にサービスが提供される状況になっている施設
⇒事業者による対応

【対象施設】

老人デイサービス事業所、障害者通所施設（就労継続支援事業等のみを実施する施設）等

（3）指定管理者制度を引き続き適用する施設

給付費だけでは運営が困難で、市として政策的に活用する必要がある施設については、指定管理者制度を引き続き適用することとし、老朽化対策が必要な場合には、現行と同様に市が対応します。

（対象施設）

- ・ 中部リハビリテーションセンター（在宅支援室、井田日中活動センター、井田地域生活支援センター）
 - ・ 北部リハビリテーションセンター（在宅支援室、百合丘日中活動センター、百合丘地域生活支援センター）
 - ・ 井田重度障害者等生活施設
 - ・ 視覚障害者情報文化センター
 - ・ 聴覚障害者情報文化センター
 - ・ 南部・中部・北部・多摩川の里身体障害者福祉会館（会館機能）
 - ・ 中央療育センター、南部・北部療育センター
- （公設・民設の運営状況を比較をした上で、あり方を協議・検討する。）

4. 再編整備の手法等（たたき台）

再編整備を進めるに当たり、設置運営事業者の選定や整備費補助について、次の枠組みにより行うこととします。

（1）現・公設施設の民設化と合わせた建て替え

現・公設施設のうち、建て替えを行う施設については、現行施設利用者の引き受けを条件として、民設民営による事業者を公募します。なお、現行施設の敷地内や近隣地に建て替え用地を確保できない可能性があるため、移転等を伴う場合があります。

事業者の選定に当たっては、現・指定管理者が公募に応じる場合には、これまで蓄積された運営ノウハウの活用や利用者との信頼関係の継続、質の高い人材の安定的な確保が期待されることから、運営実績を評価に反映させることとします。

整備に際しては、新たな施設を整備することとなることから、新設と同様の補助を行います。

（2）現・公設施設の譲渡・貸付

現・公設施設のうち、譲渡・貸付を行う施設については、現行施設利用者の引き受けを条件として、事業者を公募します。

事業者の選定に当たっては、現・指定管理者が公募に応じる場合には、これまで蓄積された運営ノウハウの活用や利用者との信頼関係の継続、質の高い人材の安定的な確保が期待されることから、運営実績を評価に反映させることとします。

譲渡に際しては、土地の貸付期間は福祉施設として活用することを条件として、土地は無償貸与、建物は有償譲渡、備品は無償譲渡とします。なお、修繕や改修工事等が必要と認められる場合には、相当額を減額して譲渡する場合があります。

貸付に際しては、貸付期間中は福祉施設として活用することを条件として、土地・建物とも無償貸付とし、備品は無償譲渡とします。なお、社会情勢の変化や建物の状況等を踏まえ、貸付条件を変更したり、貸付を終了する場合があります。

（3）民設施設の建て替え支援

現・民設施設の建て替えについては、介護保険制度及び支援費制度への転換によって報酬に減価償却費が上乗せされて積み立てられるよ

うになりましたが、旧・措置制度下では減価償却費等の積み立てが認められていなかったことを踏まえ、現行定員分については、建て替えに係る費用から介護保険制度及び支援費制度の開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する金額を差し引いた金額を補助します。

また、建て替え時に利用定員を増員する場合には、増員する定員分について、新設と同様の補助を行います。

(4) 整備費補助のスキーム

①特別養護老人ホーム

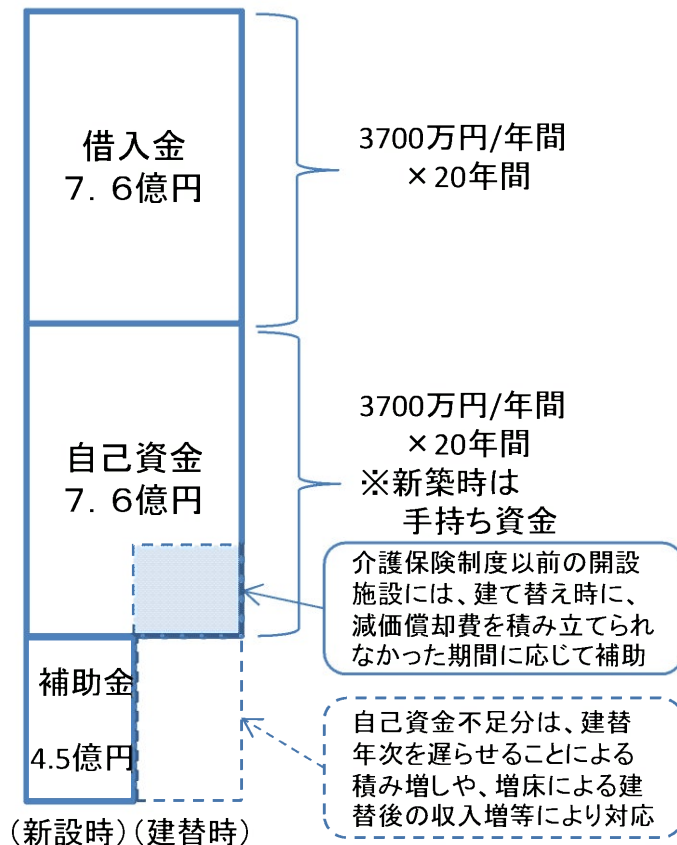
新設時（増員時）：355万円／床、民有地加算100万円／床

建て替え時：新設時の補助相当額から、介護保険制度開始以降に積み立てられていると想定される減価償却費に相当する額を差し引いた金額

特養等の建設資金イメージ

(定員100名程度・築40年で建替)

※年間3700万円の減価償却引当を想定



②障害者入所施設・通所施設（生活介護を提供する施設に限る。）

新設時 : 整備費用の3/4

ただし、拠点型通所施設については、法人負担分（整備費用の1/4）の3/4も補助

建て替え時：建て替え費用の1/2

（年間事業収入の8%程度の減価償却費の積み立てを想定して不足する金額）

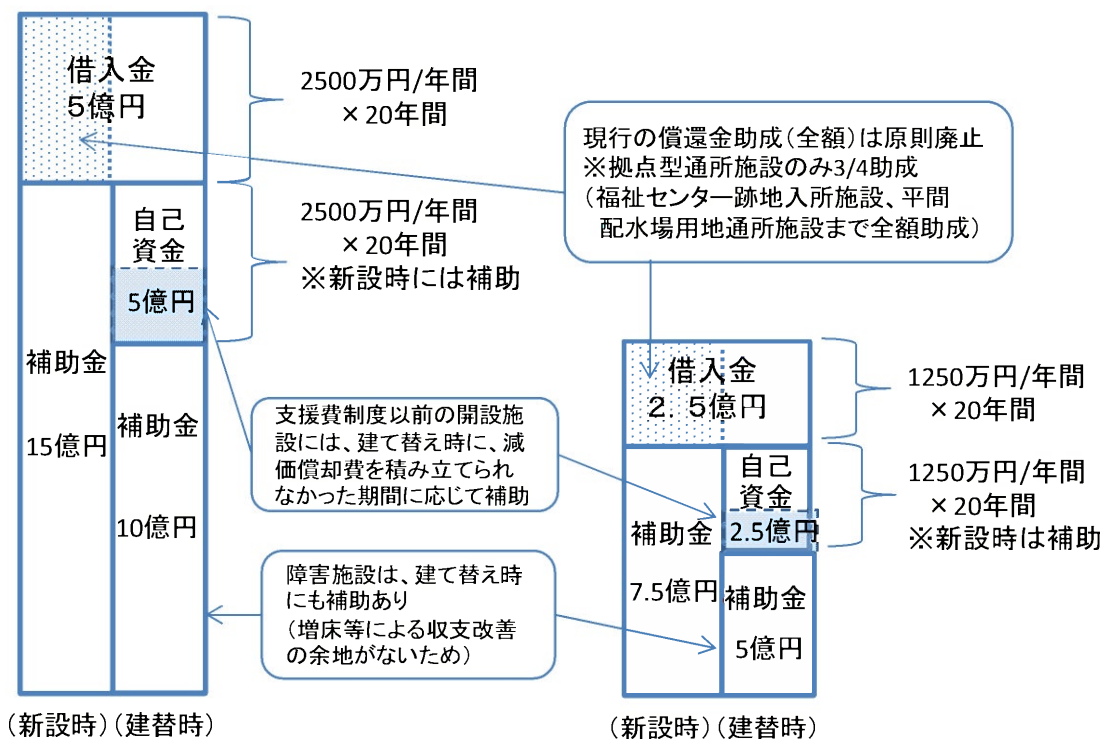
+ 支援費制度開始以前に積み立てられなかった減価償却費に相当する金額

障害入所施設の建設資金イメージ

（定員60名程度・築40年で建替）
※年間2500万円の減価償却引当を想定

障害通所施設の建設資金イメージ

（定員60名程度・築40年で建替）
※年間1250万円の減価償却引当を想定



5. 今後のスケジュール

対象となる施設数が多く、また段階的に移転・再編を行っていくこととなるため、長期間にわたって計画的に対策を講じていく必要があることから、施設運営法人との協議を行った上で基本方針を策定するとともに、再編整備の基本的なあり方や対象施設ごとの方向性を定める基本計画と、10年間ごとに、当該期間に着手する施設や実施年度、移転先や再編方法等を定める実施計画を策定します。

平成 28 年 10 月	高齢者・障害児者福祉施設の再編整備に関する検討状況について（中間報告） 《施設運営法人と協議》 《公設施設のあり方について検討》
平成 29 年 1 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針（案）の策定 パブリックコメント実施 《引き続き、施設運営法人と協議》
平成 29 年 3 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針の策定
(平成 29 年 6 月	社会福祉充実計画の策定・申請（社会福祉法人）
平成 30 年 3 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・ 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第 1 次実施計画 策定
平成 30 年 4 月	高齢者・障害児者福祉施設再編整備第 1 次実施計画 推進

(参考資料) 高齢者・障害児者福祉施設一覧 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 特別養護老人ホーム

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
特別養護老人ホーム夢見ヶ崎	幸区南加瀬1-7-14	川崎市(和楽会)	16
特別養護老人ホームすみよし	中原区木月祇園町2-1	(社福)セイワ	22
特別養護老人ホームこだなか	中原区上小田中1-28-55	(社福)白山福祉会	22
特別養護老人ホームひらまの里	中原区上平間611-1	(社福)川崎市社会福祉事業団	17
特別養護老人ホーム陽だまりの園	高津区諏訪2-10-15	(社福)照陽会	16
特別養護老人ホーム長沢辻寿の里	多摩区長沢2-11-1	(社福)川崎市社会福祉事業団	27
特別養護老人ホーム多摩川の里	多摩区中野島6-13-5	(社福)川崎市社会福祉事業団	23
特別養護老人ホームしゅくがわら	多摩区宿河原6-20-19	(社福)鈴保福祉会	14

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
特別養護老人ホーム恒春園	川崎区小川町10-10	(社福)馬島福祉会	37
特別養護老人ホームしおん	川崎区本町1-1-1	(社福)母子育成会	18
特別養護老人ホーム境町フェニックス	川崎区境町11-9	(社福)同慶会	0
特別養護老人ホーム大師の里	川崎区日ノ出2-7-1	(社福)馬島福祉会	18
特別養護老人ホームゆとりあ	川崎区殿町1-11-10	(社福)川崎大師福祉会	5
特別養護老人ホーム桜寿園	川崎区桜本2-39-4	(社福)セイワ	24
特別養護老人ホームピオラ川崎	川崎区小田栄2-1-7	(社福)中川徳生会	10
特別養護老人ホーム幸風苑	幸区都町64-1	(社福)セイワ	28
特別養護老人ホームしゃんぐりら	幸区東小倉6-1	(社福)母子育成会	12
特別養護老人ホームみんなと暮らす町	幸区東古市場116-12	(社福)照陽会	8
特別養護老人ホームこむかい	幸区小向仲野町1-3	(社福)三篠会	3
特別養護老人ホームクロスハート幸・川崎	幸区河原町1-37	(社福)伸こう福祉会	3
特別養護老人ホーム南さいわい	幸区南幸町3-149-3	(社福)三篠会	3
特別養護老人ホームみやうち	中原区宮内1-25-1	(社福)セイワ	13
特別養護老人ホーム等々力	中原区宮内4-19-26	(社福)春日会	12
特別養護老人ホームいせうら	中原区上平間1251-2	(社福)春日会	5
特別養護老人ホームせせらぎ	中原区下小田中6-30-32	(社福)春日会	4
特別養護老人ホーム和楽館	高津区千年141-2	(社福)和楽会	28
特別養護老人ホームすえなが	高津区末長1-3-13	(社福)セイワ	20
特別養護老人ホームおだかの郷	高津区末長2-20-20	(社福)高津百春会	2
特別養護老人ホームみかど荘	宮前区野川1413	(社福)くぬぎざか福祉会	35
特別養護老人ホーム鷺ヶ峯	宮前区菅生ヶ丘13-1	(社福)セイワ	16
特別養護老人ホーム富士見プラザ	宮前区野川2911	(社福)子の神福祉会	14
特別養護老人ホームフレンド神木	宮前区神木本町5-12-15	(社福)三神会	10
特別養護老人ホーム風光	宮前区野川3134-5	(社福)寿楽園	9
特別養護老人ホーム富士見プラザ フォンテーヌ鷺沼	宮前区土橋3-1-6	(社福)子の神福祉会	7
特別養護老人ホームわらく桃の丘	宮前区野川515	(社福)和楽会	3
特別養護老人ホームフレンド神木二番館	宮前区神木本町2-15-2	(社福)三神会	2
特別養護老人ホームプラチナ・ヴィラ野川	宮前区野川1428-1	(社福)白金会	0
特別養護老人ホーム太陽の園	多摩区栗谷2-16-6	(社福)照陽会	32
特別養護老人ホーム菅の里	多摩区菅北浦3-10-20	(社福)徳心会	20
特別養護老人ホームよみうりランド花ハウス	多摩区菅仙谷4-1-4	(社福)読売光と愛の事業団	11
特別養護老人ホーム花ハウスすみれ館	多摩区菅馬場3-21-1	(社福)読売光と愛の事業団	4
特別養護老人ホームヴィラージュ川崎	多摩区宿河原1-18-1	(社福)美生会	4
特別養護老人ホーム生田広場	多摩区西生田5-24-2	(社福)よつば会	3
特別養護老人ホーム生田まほろば	多摩区生田1-4-17	(社福)みずほ	2
特別養護老人ホーム柿生アルナ園	麻生区上麻生5-19-10	(社福)鈴保福祉会	29
特別養護老人ホームあさおの丘	麻生区栗木台1-12-1	(社福)ハートフル記念会	26
特別養護老人ホーム虹の里	麻生区王禅寺963-26	(社福)慈正会	24
特別養護老人ホーム金井原苑	麻生区片平1430	(社福)一廣会	21
特別養護老人ホーム潮見台みどりの丘	麻生区王禅寺1241-38	(社福)藤英会	6
特別養護老人ホーム片平長寿の里	麻生区片平1829	(社福)川崎市社会福祉事業団	5
特別養護老人ホームラスール麻生	麻生区白山1-1-1	(社福)白山福祉会	2
特別養護老人ホームヴィラージュ虹ヶ丘	麻生区虹ヶ丘1-22-1-2	(社福)美生会	2
特別養護老人ホームルピナス王禅寺	麻生区王禅寺3-2-3	(社福)清昭会	0

(2) 養護老人ホーム

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
養護老人ホーム恵楽園	高津区下作延2-26-1	(社福)聖風福祉会	23

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
養護老人ホームすえなが	高津区末長276-3	(社福)セイワ	20

(3) 老人デイサービスセンター

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
さいわいデイサービスセンター	幸区戸手本町1-11-5	幸区社会福祉協議会	16
多摩老人福祉センターデイサービスセンター	多摩区中野島5-2-30	川崎市社会福祉事業団	23
久末老人デイサービスセンター	高津区久末412	社会福祉法人 奉俊会	12
井田老人デイサービスセンター	中原区井田2-27-1	特定非営利活動法人 リ・ケア福祉サービス	18

【民設施設】

292事業所

(4) 障害者入所施設

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
井田重度障害者等生活施設	中原区井田3-16-1	社会福祉法人 育桜福祉会	3
川崎市れいんぼう川崎	宮前区東有馬5-8-10	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	20
川崎市柿生学園	麻生区五力田2-20-10	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	31

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
みずさわ	宮前区水沢3-6-50	社会福祉法人 三篠会	9
川崎授産学園 つばき寮	麻生区細山1209	社会福祉法人 セイワ	34

(5) 障害者通所施設（生活介護を提供する事業所のみ）

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市ふじみ園	川崎区大島1-8-6	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	32
御幸日中活動センター	幸区紺屋町33-1	社会福祉法人 泉央福祉会	5
井田日中活動センター	中原区井田3-16-1	中部リハビリテーションセンター共同事業体	0
川崎市くさぶえの家	高津区末長3-25-8	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	27
川崎市かじがや障害者デイサービスセンター	高津区梶ヶ谷5-8-27	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	24
社会復帰訓練所	高津区末長1-3-8	社会福祉法人 川崎聖風福祉会	34
百合丘日中活動センター	麻生区百合丘2-8-2	麻生区内複合福祉施設共同事業体	8
川崎市南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	32
川崎市中部身体障害者福祉会館	中原区小杉御殿町2-114-1	身体障害者協会	28
川崎市北部身体障害者福祉会館	高津区溝口1-18-16	社会福祉法人 育桜福祉会	34
川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館	多摩区中野島6-13-5	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	20

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
ゆずりは園	川崎区川中島2-15-15	社会福祉法人 育桜福祉会	24
わたりだ	川崎区渡田1-15-5	社会福祉法人 ともかわさき	20
かざぐるま	川崎区田島町6-3	社会福祉法人 ともかわさき	16
むぎの穂	川崎区日進町13-23	社会福祉法人 ともかわさき	8
かわさき障害者福祉施設たじま生活介護	川崎区田島町20-10	社会福祉法人 川崎聖風福祉会	0
こぶし園	幸区小倉3-14-17	社会福祉法人 育桜福祉会	25
つし	幸区北加瀬2-11-17	社会福祉法人 ともかわさき	18
どりーむ	幸区南加瀬3-4-7	社会福祉法人 ともかわさき	5
セルフきたかせ	幸区北加瀬1-31-5	社会福祉法人 長尾福祉会	9
パセオやがみ	幸区矢上4-3	社会福祉法人 長尾福祉会	4
小向このはな園	幸区小向仲野町3-1	社会福祉法人 育桜福祉会	1
障害者支援施設(通所)みやうち	中原区宮内1-25-1	社会福祉法人 セイワ	13
白楊園	中原区西加瀬9-1	社会福祉法人 育桜福祉会	30
障害者支援施設(通所)もえぎの丘	中原区井田3-14-1	社会福祉法人 セイワ	1
わかたけ作業所	高津区久地2-15-11	社会福祉法人 育桜福祉会	35
あかしあ園	高津区上作延938-1	社会福祉法人 育桜福祉会	23
すえなが	高津区末長276	社会福祉法人 ともかわさき	15
第1やまぶき	高津区子母口374	社会福祉法人 ともかわさき	20
第2やまぶき	高津区子母口373	社会福祉法人 ともかわさき	16
たちばな	高津区蟹ヶ谷339	社会福祉法人 ともかわさき	9
ちとせ	高津区千年1355	社会福祉法人 ともかわさき	6
セルフ宮前こぼと	宮前区宮前平1-8-12	社会福祉法人 みのり会	24
長尾けやきの里	宮前区神木本町2-15-6	社会福祉法人 長尾福祉会	17
いぬくら	宮前区犬蔵3-13-15	社会福祉法人 育桜福祉会	25
しらはた	宮前区白幡台1-8-1	社会福祉法人 長尾福祉会	0
ファームランドながお	宮前区神木本町3-1-19	社会福祉法人 長尾福祉会	5
あーる工房	宮前区馬絹1589-1 まじわーる宮前内	社会福祉法人 みのり会	0
KFJ多摩はなもも	多摩区登戸2249-1	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	10
KFJ多摩はなみずき	多摩区登戸2249-1	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	10
多摩川あゆ工房	多摩区中野島4-3-28	社会福祉法人 なごみ福祉会	22
あかね	多摩区布田29-30	社会福祉法人 ともかわさき	18
なしの実	多摩区三田2-3256	社会福祉法人 ともかわさき	14
エンジョイ	多摩区長沢3-8-13	社会福祉法人 弥生会	3
つつじ工房	麻生区細山1209	社会福祉法人 セイワ	34
障害者支援施設(通所)しんゆり	麻生区上麻生3-22-12	社会福祉法人 セイワ	20
しらかし園	麻生区片平5-24-1	社会福祉法人 育桜福祉会	28
くりの丘	麻生区栗木台5-17-19	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	3

※上記以外に12事業所（整備費の補助を受けずに、独自に設置された事業所）

(6) 障害者通所施設 (就労移行支援、就労継続支援のみ提供する事業所のみ)

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市わーくす大師	川崎区東門前1-11-6	電気神奈川福祉センター	31
川崎市わーくす大島	川崎区大島1-28-5	川崎市	47
川崎市わーくす川崎	川崎区堤根34-15ふれあいプラザかわさき2階	社会福祉法人 県央福祉会	2
川崎市わーくす中原	中原区小杉陣屋町2-3-1	川崎市	45
川崎市わーくす高津	高津区溝口1-18-16	社会福祉法人 育桜福祉会	34

【民設施設】

40事業所

(7) 障害者グループホーム・福祉ホーム

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
陽光ホーム	中原区井田3-16-1	社会福祉法人 育桜福祉会	46
三田福祉ホーム	多摩区三田2-3256	社会福祉法人 ともかわさき	27

【民設施設】

260住居

(8) 身体障害者福祉会館

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	32
川崎市中部身体障害者福祉会館	中原区小杉御殿町2-114-1	身体障害者協会	28
川崎市北部身体障害者福祉会館	高津区溝口1-18-16	社会福祉法人 育桜福祉会	34
川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館	多摩区中野島6-13-5	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	20

(9) 障害児入所施設

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市中央療育センター	中原区井田3-16-1	社会福祉法人 同愛会	5

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	麻生区細山1203	社会福祉法人 三篠会	11

(10) 療育センター

【公設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎市南部地域療育センター	川崎区中島3-3-1	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	1
川崎市中央療育センター	中原区井田3-16-1	社会福祉法人 同愛会	5
川崎市北部地域療育センター	麻生区片平5-26-1	社会福祉法人 同愛会	25

【民設施設】

施設名称	住所	運営法人	築年数
川崎西部地域療育センター	宮前区平2-6-1	社会福祉法人 青い鳥	6